

税理士法人みのり行動計画(育児休業等)

従業員がその能力を発揮し、仕事と子育ての両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日までの3年間

2. 内容

〈目標1〉

- ・産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

- 平成31年4月1日～ ・法に基づく諸制度の調査
- 平成31年4月1日～ ・従業員へ制度の紹介資料を配布

〈目標2〉

- ・育児休業等を取得しやすい環境作りのため、啓発活動を行う。

〈対策〉

- 平成31年4月1日～ ・育児休業等に関する社内規定を整備
- 平成31年4月1日～ ・育児休業等の利用促進を図るための資料を従業員に配布